

令和4年度第2回筑紫野市地域公共交通会議 次第

日時：令和5年3月27日（月）13時30分～

場所：筑紫野市役所 4階 第403会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 出席者の紹介

4. 筑紫野市地域公共交通会議の目的・役割について 資料1

5. 報告事項 資料2

6. 議事

議案第1号 筑紫野市地域公共交通会議委員の変更及び追加について

議案第2号 会議の運営について

議案第3号 筑紫野市地域公共交通会議規約の一部改正について

議案第4号 筑紫野市地域公共交通会議財務規定の一部改正について

議案第5号 筑紫野市地域公共交通会議事務局規程の一部改正について

議案第6号 筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規定の一部改正について

議案第7号 筑紫野市地域公共交通会議傍聴規定の一部改正について

議題第8号 令和3年度筑紫野市地域公共交通会議決算案について

議案第9号 令和4年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について

議案第10号 令和5年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について

議案第11号 監査委員の選任について

議案第12号 地域公共交通計画の策定について

7. 事務連絡

8. 閉会

筑紫野市地域公共交通会議とは

地域公共交通会議

<根拠法令>

道路運送法施行規則第9条の2

<目的>

地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する協議を行う

<対象交通モード>
自動車交通

<主宰> 地方公共団体

<具体的な協議内容>

- ・乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ・家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 など

活性化協議会

<設置根拠>

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条

<目的>

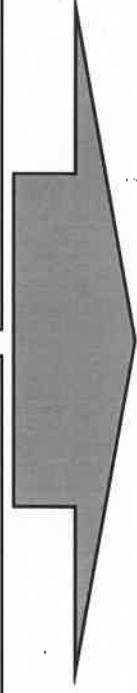
地域公共交通計画の策定、実施について必要な協議を行う

<対象交通モード>
鉄軌道、バス、タクシー、旅客船等

<主宰> 地方公共団体

<具体的な協議内容>

- ・地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な事項



「筑紫野市地域公共交通会議」は、この2つの会議の機能を合わせ持った会議

書面開催により議決した議案について（報告）



- ・平成30年度第2回会議
議案第1号 筑紫野市コミュニティバスの割引運賃（案）について
概要：運賃に「子ども」と「障がい者」の区分を新たに設定
- ・令和2年度第1回会議
議案第1号 筑紫野市地域公共交通会議規約の一部改正について
概要：市役所移転による事務所所在地の変更
議案第2号 令和2年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について
議案第3号 御笠自治会バスの運行の継続について
概要：自家用有償旅客運行の登録有効期限満了に伴う運行の継続
- ・令和3年度第1回会議
議案第1号 御笠自治会バスの運行内容の見直しについて
概要：御笠自治会バスの路線、バスダイヤ、運賃等の見直し
- ・令和4年度第1回会議
議案第1号 御笠自治会バスの運行内容の見直しについて①
概要：通学を考慮した運行ルート及び安全な運行ルートへの変更
議案第2号 御笠自治会バスの運行内容の見直しについて②
概要：バス停留所新設及び東・西ルート南行き最終便の廃止

議 事

目 次

| | | |
|----------|---|------|
| 議案第 1 号 | 筑紫野市地域公共交通会議委員の変更及び追加について | P 1 |
| 議案第 2 号 | 会議の運営について | P 2 |
| 議案第 3 号 | 筑紫野市地域公共交通会議規約の一部改正について | P 3 |
| 議案第 4 号 | 筑紫野市地域公共交通会議財務規定の一部改正について | P 4 |
| 議案第 5 号 | 筑紫野市地域公共交通会議事務局規程の一部改正について | P 5 |
| 議案第 6 号 | 筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規定の一部改正に ついて | P 6 |
| 議案第 7 号 | 筑紫野市地域公共交通会議傍聴規定の一部改正について | P 7 |
| 議題第 8 号 | 令和 3 年度筑紫野市地域公共交通会議決算案について | P 8 |
| 議案第 9 号 | 令和 4 年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について | P 10 |
| 議案第 10 号 | 令和 5 年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について | P 11 |
| 議案第 11 号 | 監査委員の選任について | |
| 議案第 12 号 | 地域公共交通計画の策定について | P 12 |

議案第1号 筑紫野市地域公共交通会議委員の変更及び追加について

筑紫野市地域公共交通会議委員名簿

任期：令和4年12月27日～令和6年12月26日

| 選出区分 | 選出機関・団体等 | 委員氏名 |
|--|--------------------------|--------|
| (1) 筑紫野市長又はその指名する者 | 筑紫野市 | 平嶋 義伸 |
| (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 その他の一般旅客自動車運送事業者を代表する者 | 西日本鉄道(株)自動車事業本部営業部 営業第二課 | 中島 将吉 |
| | (有) つくしの観光バス | 今雪 寛治 |
| | タクシー事業者 代表 | 森岡 壯一 |
| (3) 市民又は利用者の代表 | 筑紫野市コミュニティ連絡会 代表 | 萩尾 土郎 |
| | 筑紫野市シニアクラブ連合会 | 小川 豊 |
| | 筑紫野市身体障害者福祉協会 代表 | 溝田 喜彦 |
| | 筑紫野市立学校PTA協議会 代表 | 松原 裕一郎 |
| (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者 | 西鉄バスグループ労働組合 | 高瀬 徹二 |
| (5) 道路管理者 | 福岡県那珂県土整備事務所 用地課 | 中村 秀治 |
| | 筑紫野市建設部維持管理課 | 菊武 秀明 |
| (6) 公安委員会又は交通管理者 | 筑紫野警察署 交通課 | 前島 雅一 |
| (7) 国土交通省九州運輸局長 又はその指名する者 | 福岡運輸支局(輸送担当)首席運輸企画専門官 | 東 祐樹 |
| | 福岡運輸支局(企画調整担当)首席運輸企画専門官 | 西脇 考志 |
| (8) 学識経験者 | 九州大学大学院工学研究院准教授 | 大枝 良直 |
| (9) 交通会議が必要と認める者 | 福岡県企画・地域振興部交通政策課 | 田辺 好徳 |
| | 筑紫野市健康福祉部 | 森 えつ子 |
| | 九州旅客鉄道株式会社 | 野田 一洋 |

議案第2号 会議の運営について

1. 会議の公開、傍聴、会議録等について

「筑紫野市地域公共交通会議規約」に基づく事項

「筑紫野市地域公共交通会議傍聴規程」に基づく事項

- (1) 会議の公開・非公開の決定について（規約第8条第5項）
会議は、公開とする。なお、公開する部分は、議事のみとする。
- (2) 傍聴人の定数について（規程第3条）
傍聴人の定数については、20名を限度とする。
- (3) 会議録の調製方法及び公表（規約第18条）
会議録の調製方法は、録音機収録による要点記録とし、会長の確認後、市公式ホームページにおいて公表する。
- (4) 発言者の記載方法（規約第18条）
会長・副会長・委員・事務局等の職名を記載する。なお、発言の中に委員以外の個人情報が出た場合については、個人情報部分を〇〇と記載する。

2. その他

- (1) 委員名簿の公開について
市公式ホームページにおいて公開する。
- (2) 傍聴人への資料の配布について
全ての資料を配布し、次第以外の資料については傍聴終了後回収する。

※参考資料（関係例規等）

筑紫野市地域公共交通会議規約集

- ①筑紫野市地域公共交通会議規約（P1～P4）
- ②筑紫野市地域公共交通会議財務規程（P5～P7）
- ③筑紫野市地域公共交通会議事務局規程（P8～P9）
- ④筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規程（P10）
- ⑤筑紫野市地域公共交通会議傍聴規程（P11～P12）

議案第3号

筑紫野市地域公共交通会議規約の一部改正について

筑紫野市地域公共交通会議規約の一部を次のように改正します。

令和5年3月27日提出

筑紫野市地域公共交通会議 会長 平嶋 義伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(事務局)</p> <p>第1条 (第1項及び第1号省略)</p> <p>(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>(以下「<u>交通計画</u>」という。)の作成に関する事項及び形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 (第1項、第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) <u>活性化再生法</u>第5条に規定される<u>地域公共交通計画計画</u>(以下「<u>交通計画</u>」という。)の策定及び変更の協議に関すること</p> <p>(4) <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(5) <u>交通計画</u>に定められた事業の実施に関すること</p> <p>(幹事会)</p> <p>第11条 (第1項省略)</p> <p>2 幹事会は、<u>第4条</u>に定める委員の中から交通会議が必要と認めた者を幹事とする。</p> | <p>(事務局)</p> <p>第1条 (第1項及び第1号省略)</p> <p>(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の作成に関する事項及び形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 (第1項、第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) <u>活性化再生法</u>第5条に規定される<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の策定及び変更の協議に関すること</p> <p>(4) <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(5) <u>形成計画</u>に定められた事業の実施に関すること</p> <p>(幹事会)</p> <p>第11条 (第1項省略)</p> <p>2 幹事会は、<u>第3条</u>に定める委員の中から交通会議が必要と認めた者を幹事とする。</p> |

附 則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。

議案第4号

筑紫野市地域公共交通会議財務規定の一部改正について

筑紫野市地域公共交通会議財務規定の一部を次のように改正します。

令和5年3月27日提出

筑紫野市地域公共交通会議 会長 平嶋 義伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|---------|---|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|---|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|-------|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日制定）第15条の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> | | | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日施行）第15条の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>歳出予算の款、項及び目の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 運営費</td> <td>1 会議費</td> <td>1 会議費</td> </tr> <tr> <td>2 事務費</td> <td>1 事務費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 事業費</td> <td>1 事業費</td> <td>1 事業費</td> </tr> <tr> <td>2 事業費補助</td> <td>1 事業費補助</td> </tr> <tr> <td>3 返還金</td> <td>1 返還金</td> <td>1 返還金</td> </tr> <tr> <td>4 予備費</td> <td>1 予備費</td> <td>1 予備費</td> </tr> </tbody> </table> | | | 款 | 項 | 目 | 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 2 事務費 | 1 事務費 | 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 2 事業費補助 | 1 事業費補助 | 3 返還金 | 1 返還金 | 1 返還金 | 4 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>歳出予算の款、項及び目の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 運営費</td> <td>1 会議費</td> <td>1 会議費</td> </tr> <tr> <td>2 事務費</td> <td>1 事務費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 事業費</td> <td>1 事業費</td> <td>1 事業費</td> </tr> <tr> <td>2 事業費補助</td> <td>1 事業費補助</td> </tr> <tr> <td>3 予備費</td> <td>1 予備費</td> <td>1 予備費</td> </tr> </tbody> </table> | | | 款 | 項 | 目 | 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 2 事務費 | 1 事務費 | 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 2 事業費補助 | 1 事業費補助 | 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |
| 款 | 項 | 目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 事務費 | 1 事務費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 事業費補助 | 1 事業費補助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 返還金 | 1 返還金 | 1 返還金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 款 | 項 | 目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 事務費 | 1 事務費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 事業費補助 | 1 事業費補助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。

議案第5号

筑紫野市地域公共交通会議事務局規定の一部改正について

筑紫野市地域公共交通会議事務局規定の一部を次のように改正します。

令和5年3月27日提出

筑紫野市地域公共交通会議 会長 平嶋 義伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|------------|----|---------------------|----|--------|-----|----|----|----|----|----|-----|------------------|-----|------------|----|--------------------|---|------|--|--|--|--|--|--|--|----|----|----|----|----|----|-----|------------------|-----|------------|--|---------------------|---|--------|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日制定）第17条の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務の専決)</p> <p>第4条（第1項、第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) <u>物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること</u></p> <p>(公印の取扱い)</p> <p>第6条 <u>交通会議の公印の名称、形状、寸法、書体、用途、個数、管理者は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>書体</th> <th>用途</th> <th>個数</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筑紫野市地域公共交通会議会長之印</td> <td>正方形</td> <td>1辺25ミリメートル</td> <td>隸書</td> <td>交通会議会長名をもって処理する文書用</td> <td>1</td> <td>事務局長</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 名称 | 形状 | 寸法 | 書体 | 用途 | 個数 | 管理者 | 筑紫野市地域公共交通会議会長之印 | 正方形 | 1辺25ミリメートル | 隸書 | 交通会議会長名をもって処理する文書用 | 1 | 事務局長 | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日施行）第17条の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務の専決)</p> <p>第4条（第1項、第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) <u>事務局の運営に必要な物品の購入に関すること</u></p> <p>(公印の取扱い)</p> <p>第6条 <u>公印は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>書体</th> <th>用途</th> <th>個数</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筑紫野市地域公共交通会議会長之印</td> <td>正方形</td> <td>1辺25ミリメートル</td> <td></td> <td>交通会議会長名をもって処理する公文書用</td> <td>1</td> <td>企画政策課長</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 名称 | 形状 | 寸法 | 書体 | 用途 | 個数 | 管理者 | 筑紫野市地域公共交通会議会長之印 | 正方形 | 1辺25ミリメートル | | 交通会議会長名をもって処理する公文書用 | 1 | 企画政策課長 |
| 名称 | 形状 | 寸法 | 書体 | 用途 | 個数 | 管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 筑紫野市地域公共交通会議会長之印 | 正方形 | 1辺25ミリメートル | 隸書 | 交通会議会長名をもって処理する文書用 | 1 | 事務局長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 形状 | 寸法 | 書体 | 用途 | 個数 | 管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 筑紫野市地域公共交通会議会長之印 | 正方形 | 1辺25ミリメートル | | 交通会議会長名をもって処理する公文書用 | 1 | 企画政策課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。

議案第6号

筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規定の一部改正について

筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規定の一部を次のように改正します。

令和5年3月27日提出

筑紫野市地域公共交通会議 会長 平嶋 義伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>筑紫野市地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日制定）第16条第2項の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議の委員、臨時委員及び第8条の規定による委員以外の者（以下「委員等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第3条 委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。</p> | <p>筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日施行）第16条第2項の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議の委員、臨時委員及び第8条の規定による委員以外の者（以下「委員等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第3条 委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。</p> |

附 則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。

議案第7号

筑紫野市地域公共交通会議傍聴規程の一部改正について

筑紫野市地域公共交通会議傍聴規程の一部を次のように改正します。

令和5年3月27日提出

筑紫野市地域公共交通会議 会長 平嶋 義伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日制定。以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第4条 (第1項及び第1号から第6号省略)</p> <p>(7) 獣類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行する者</p> <p><u>(8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、筑紫野市地域公共交通会議規約（平成27年10月2日<u>施行</u>。以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、筑紫野市地域公共交通会議の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第4条 (第1項及び第1号から第6号省略)</p> <p>(7) 獣類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行する者</p> <p><u>(8) 児童又は乳幼児。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。</u></p> <p><u>(9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者</u></p> |

附 則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。

令和3年度筑紫野市地域公共交通会議 決算書 (案)

1. 歳入

(単位：円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 摘要 |
|----|-----|-------|--------|-----|---------|----|
| 1 | 負担金 | 1 負担金 | 70,000 | 0 | 0 | |
| 2 | 補助金 | 1 補助金 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 | 繰越金 | 1 繰越金 | 1,000 | 504 | 0 | |
| 4 | 諸収入 | 1 雑入 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | | | 71,000 | 504 | △70,496 | |

2. 歳出

(単位：円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 摘要 |
|----|---|-------|--------|-----|---------|----|
| 1 | 1 | 会議費 | 65,000 | 0 | △65,000 | |
| | 2 | 事務費 | 6,000 | 0 | △6,000 | |
| 2 | 1 | 事業費 | 0 | 0 | 0 | |
| | 2 | 事業費補助 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 | 1 | 予備費 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | | | 71,000 | 0 | △71,000 | |

※不要額の504円については、繰越金として令和4年度歳入予算に計上する

監 査 報 告 書

筑紫野市地域公共交通会議規約第14条第2項に基づき、令和3年度筑紫野市地域公共交通会議の出納事務について監査を行った結果、帳簿及び証拠書類は整備されており、適正に処理されていることを認めます。

令和 5 年 3 月 3 日

筑紫野市地域公共交通会議

監査委員 森 えつ子

監査委員 菊武 秀明

議案第9号 令和4年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について

令和4年度筑紫野市地域公共交通会議 予算書 (案)

1. 歳入

(単位：円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 | 摘要 |
|-------|-------|-------|--------|----------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 90,000 | 筑紫野市負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 0 | |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 504 | 令和3年度繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 雑入 | 1 雑入 | 0 | |
| 歳入合計 | | | 90,504 | |

2. 歳出

(単位：円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 | 摘要 |
|-------|---------|---------|--------|---------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 82,000 | 報酬、費用弁償 |
| | 2 事務費 | 1 事務費 | 8,504 | 振込手数料 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 0 | |
| | 2 事業費補助 | 1 事業費補助 | 0 | |
| 3 返還金 | 1 返還金 | 1 返還金 | 0 | |
| 4 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 0 | |
| 歳出合計 | | | 90,504 | |

※不要額が発生した場合、筑紫野市一般会計への戻入を行う

議案第10号 令和5年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について

令和5年度筑紫野市地域公共交通会議 予算書 (案)

1. 歳入

(単位：円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 | 摘要 |
|-------|-------|-------|------------|---------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 10,396,000 | 筑紫野市負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 5,000,000 | 国庫補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0 | |
| 4 諸収入 | 1 雑入 | 1 雑入 | 0 | |
| 歳入合計 | | | 15,396,000 | |

2. 歳出

(単位：円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 | 摘要 |
|-------|---------|---------|------------|---------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 260,000 | 報酬、費用弁償 |
| | 2 事務費 | 1 事務費 | 16,000 | 振込手数料 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 10,120,000 | |
| | 2 事業費補助 | 1 事業費補助 | 0 | |
| 3 返還金 | 1 返還金 | 1 返還金 | 5,000,000 | |
| 4 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 0 | |
| 歳出合計 | | | 15,396,000 | |

※不要額が発生した場合、筑紫野市一般会計への戻入を行う

筑紫野市地域公共交通計画の策定について

-12-

令和5年3月27日
筑紫野市地域公共交通会議事務局
(筑紫野市企画政策課)

地域公共交通計画について



- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ **利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関

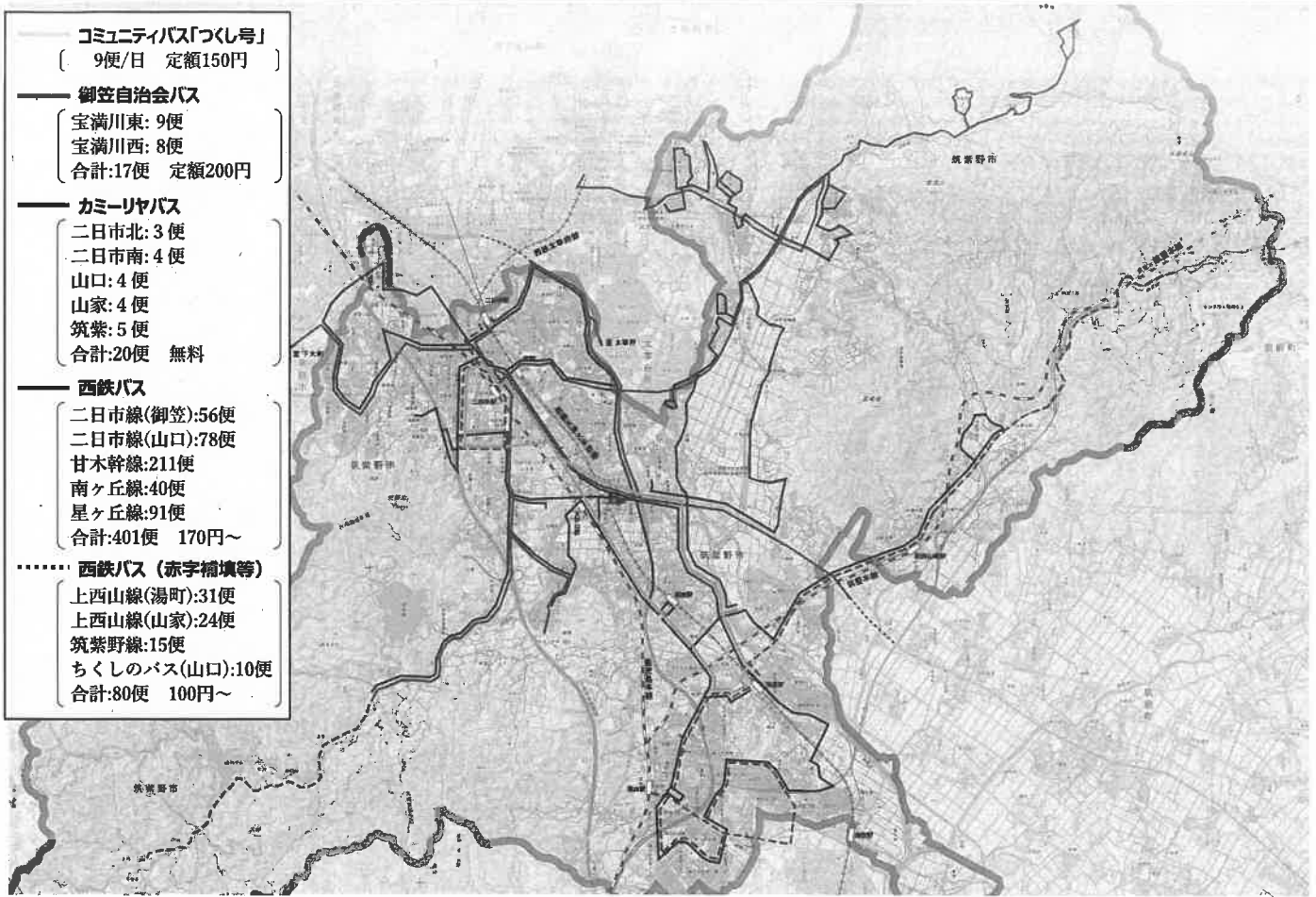


自家用有償旅客運送

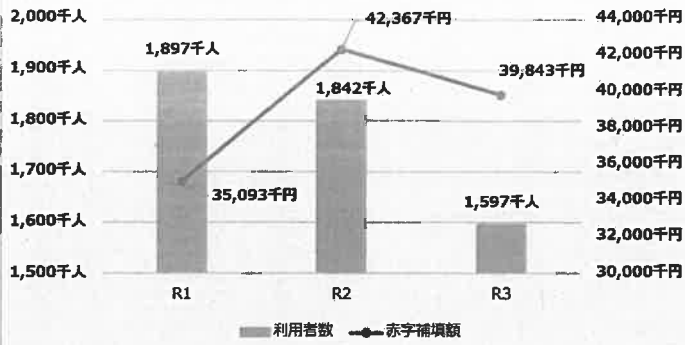


福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

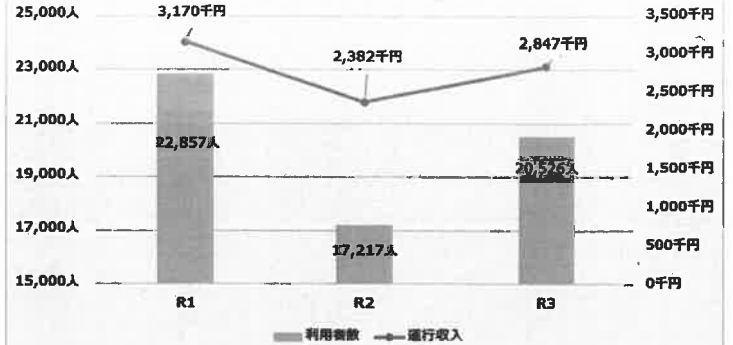
- コミュニティバス「つくし号」
〔 9便/日 定額150円 〕
- 御笠自治会バス
〔 宝満川東: 9便
宝満川西: 8便
合計:17便 定額200円 〕
- カミーリヤバス
〔 二日市北: 3便
二日市南: 4便
山口: 4便
山家: 4便
筑紫: 5便
合計:20便 無料 〕
- 西鉄バス
〔 二日市線(御笠):56便
二日市線(山口):78便
甘木幹線:211便
南ヶ丘線:40便
星ヶ丘線:91便
合計:401便 170円～ 〕
- 西鉄バス(赤字補填等)
〔 上西山線(湯町):31便
上西山線(山家):24便
筑紫野線:15便
ちくしのバス(山口):10便
合計:80便 100円～ 〕



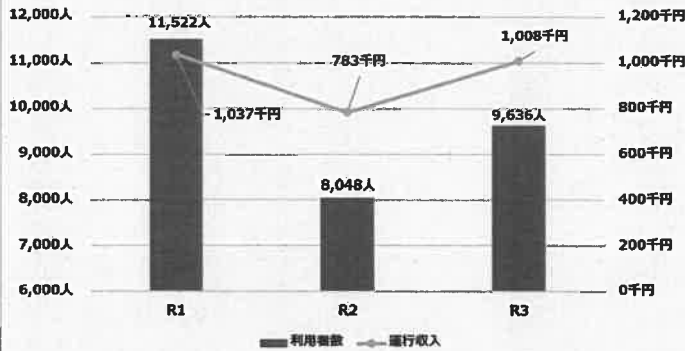
路線バスの市費投入路線の利用者数と赤字補填・委託額



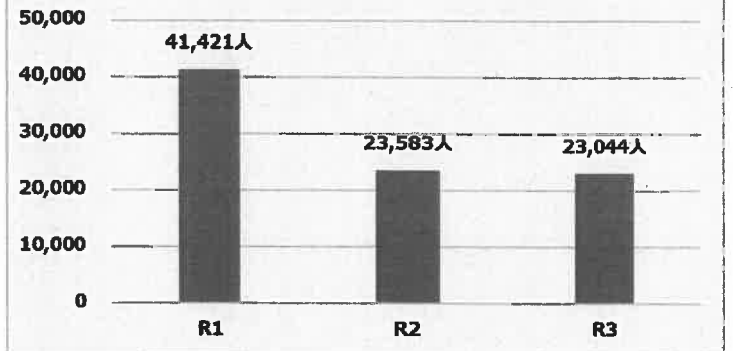
コミュニティバス「つくし号」運行状況



御笠自治会バス運行状況



カミーリヤ巡回福祉バス年間利用者数



現状

- 運行路線の評価・見直し検討時期
- ・「コミュニティバスつくし号」、「御笠自治会バス」の運行から約5年経過
- 市民動線の変化
- ・「筑紫野原田線」の開通、「JR二日市駅西口」の供用開始
- ・新型コロナウイルス感染症の影響
- 社会構造の変化
- ・超高齢社会の到来による免許返納者等の増加
- ・運転手の人材不足

【つくし号】



【御笠自治会バス】



【筑紫野原田線】



【JR二日市駅西口】



目指す姿

「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランを策定し、既存の公共交通に限らず、地域の輸送資源を最大限活用する取組を計画に盛り込むことで持続可能な公共交通サービスの提供を確保を目指す

現在、筑紫野市では、西鉄バス二日市が運行するバス路線（星ヶ丘線：西鉄二日市駅～西鉄五条駅）に対し、国庫補助金が交付されているが、国の補助金交付要綱の改正に伴い、令和7年度以降に補助金を活用するためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや必要性などを記載した「**地域公共交通計画**」の策定が必須となった。

17

| | 現行 | | 法定計画(地域公共交通計画)の有無 | 経過措置期間 (～令和6年事業年度) | | 経過措置期間終了後 (令和7年事業年度～) | |
|-------|---------------------------------|--|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 補助計画 | 交付先 | | 補助計画 | 交付先 | 補助計画 | 交付先 |
| 幹線 | 生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位 | 乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会 | 都道府県法定計画あり | 都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線) | 都道府県法定協議会 又は 乗合事業者 | 都道府県法定計画 | 都道府県法定協議会 又は 乗合事業者 |
| | | | 都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり | 市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線) | 市町村法定協議会 又は 乗合事業者 | 市町村法定計画 | 市町村法定協議会 又は 乗合事業者 |
| | | | 都道府県・市町村法定計画なし | 生活交通確保維持改善計画(幹線) | 乗合事業者 | 補助対象外 | |
| フィーダー | 生活交通確保維持改善計画(フィーダー) ※主に市町村単位 | 乗合事業者、 自家用有償旅客運送者 又は 市町村法定協議会 | 都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり | 市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(フィーダー) | 市町村法定協議会 又は 乗合事業者等 | 市町村法定計画 | 市町村法定協議会 |
| | | | 都道府県・市町村法定計画なし | 生活交通確保維持改善計画(フィーダー) | 乗合事業者等 | 補助対象外 | |

※補助系統を位置付けるべき地域公共交通計画の作成主体等について、悩まれる場合はお近くの地方運輸局・運輸支局にご相談ください。

筑紫野市地域公共交通計画策定業務の概要（案）

（１）発注者

筑紫野市地域公共交通会議

（２）業者選定方法

プロポーザル方式

（３）提案上限額

10,120千円

（４）選定委員会

筑紫野市地域公共交通会議委員の中から選任

（５）事業実施期間

～令和6年3月まで

（６）業務内容

- ①計画策定に関する分析・調査・課題整理等
（地域懇談会、乗り込み調査、アンケート、ヒアリング等）
- ②公共交通に関する方針整理
- ③計画の作成（冊子及びデータにて納品）
- ④会議の運営支援（資料作成、議事録作成等）

